

静岡県環境影響評価審査会に係る非公開の取扱い（案）

平成25年 月 日
静岡県環境影響評価審査会決定

（趣旨）

第1 この取扱いは、静岡県環境影響評価条例施行規則第49条に基づき、静岡県環境影響審査会（以下「審査会」という。）を非公開とする場合の取扱いについて定める。

（非公開とする審査会）

第2 保護を図る上で生息地又は生育地情報を非公開とすることが適当である希少野生動植物に関する情報が審議事項に含まれる審査会は、非公開とすることができる。

（会議録及び会議資料）

第3 第2により非公開とした審査会の会議録及び会議資料は、原則、非公開とする。

附 則

この取扱いは、平成25年 月 日から施行する。